

国民年金からのお知らせ

【国民年金保険料免除等の申請について】

保険料が納め忘れの状態で、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」「納付猶予制度（50歳未満）」「学生納付特例制度」がありますので、最寄りの年金事務所、役場の国民年金窓口で手続きをしてください。申請書は窓口に備え付けてあります。

また、申請時点の2年1ヶ月前の月分までさかのぼって申請することができます。

失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていた期間がある方は、国民年金窓口へご相談ください。

平成31年1月下旬に免除等に該当する方で、現在未納となっている国民年金保険料がある皆様に対し、日本年金機構より免除申請等のお知らせを送付する予定となっていますので、お知らせが届いた方は、開封し内容をご確認くださるようお願いします。

【問合せ先】東通村税務住民課住民G（☎ 27-2111）、むつ年金事務所（☎ 22-2278）

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

1 医療費通知について

国の税制改正により、平成30年1月1日から医療費通知を確定申告に活用できるようになりました。広域連合では、今回発送する医療費通知から新たに自己負担相当分を記載し、平成30年からの確定申告時の医療費控除に活用していただけるよう様式を改正いたしました。なお、対象となる期間が平成30年1月診療分から12月診療分となることから、通知書がお手元に届くのは最短で平成31年2月末頃となります。詳しくは、青森県後期高齢者医療広域連合へお問い合わせください。

2 かかりつけ薬局を持ちましょう

いつも利用する「かかりつけ薬局」があると、薬歴（薬の服用記録）管理や、飲み合わせによる副作用の防止など健康管理のサポートなど、薬による治療がより効果的なものになるようお手伝いしてくれます。

かかりつけ薬局を持つためには、薬局に同意書の提出が必要となりますので、希望される薬局へご相談いただきますようお願いいたします。

3 お薬代負担軽減のご案内

ジェネリック医薬品に切り替えてお薬代が安くなる可能性がある方へ、参考までにどのくらい安くなるのか「お薬代負担軽減のご案内」を2月に送付します。ジェネリック医薬品の利用を希望する方は、医師や薬剤師にご相談ください。

詳しくは、青森県後期高齢者医療広域連合へお問い合わせください。

4 保険料を納期限内に納めましょう

保険料を滞納すると、通常より有効期限が短い保険証（短期被保険者証）が交付されることがあります。

- ・災害により住宅等に著しく損害を受けた場合や、特別な事情により世帯主等の収入が著しく減少した場合は、保険料の減免等が認められることがありますので、申請等について、東通村役場税務住民課にお早めにご相談ください。
- ・納付書でお支払いの方は便利で確実な口座振替をご利用ください。口座振替への変更は市町村の担当課または金融機関で隨時受付しております。詳しくは、税務住民課国保グループまでお問い合わせください。

《問合せ先》 東通村役場税務住民課国保グループ ☎ 0175-27-2111
青森県後期高齢者医療広域連合 ☎ 017-721-3821